

在宅での重症心身障害児（者）の看護・ 小児看護に興味がある方 募集中

重症心身障害児在宅療育支援センターの訪問看護師の募集

東京都が実施する在宅重症心身障害児（者）訪問事業は、ご家族が自信を持って在宅での看護・療育等を実施できるよう看護師が週1回訪問し支援しています。この事業は、東京都の委託を受けて当法人が実施している事業で、医療保険で実施している訪問看護ステーションとは異なり、行政サービス事業（無料）です。

業務内容：非常勤嘱託 看護師（事業の委嘱契約）

- ・ご自宅から担当する重症児の自宅に直接訪問し、3時間以内の訪問看護を提供する。
（ただし、事業部の毎月のカンファレンスや研修に参加すること）
 - 23区は → 東部訪問看護事業部（新宿区）
 - 多摩地域は → 西部訪問看護事業部（東大和市）
- ・受け持ちの重症児の地域や数については個別に相談します。
- ・在宅看護未経験者や休職が長期の方にも1年間の新任研修プログラムがあります。

委嘱条件

- ◇ 業務内容：在宅重症心身障害児（者）訪問事業の訪問看護
- ◇ 対象児者：東京都内に住所を有し、在宅で生活をする重症心身障害児（者）
- ◇ 委嘱期間：年度毎の更新
- ◇ 業務の場所：指定する訪問看護業務を行う場所（原則、対象児者の自宅）
- ◇ 業務日：平日（土・日・祝日・年末年始 12/29～1/3 を除く。）
- ◇ 業務時間：業務を行う時間（3時間以内）業務場所への往復時間は含まない
- ◇ 業務開始・終了時刻：9時～17時の中で、業務の開始及び終了時刻
- ◇ 報酬：1訪問当たり 9,250円（交通費込み）、カンファレンスや研修も支払いあり
- ◇ 必要資格：看護師免許

申込み・問い合わせ

- ・23区は → 東部訪問看護事業部 TEL:03-5273-5001 FAX:03-5273-5003
- ・多摩地域は → 西部訪問看護事業部 TEL:042-567-5900 FAX:042-567-5902

参考

東京都 福祉保健局のホームページ

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/nichijo/s_shien/zaitaku.html